

宮城県監査委員告示 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 3 年 6 月 4 日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

記

- 1 監査委員の報告日
令和 3 年 2 月 19 日
- 2 通知のあった日
令和 3 年 4 月 9 日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和元年度収入未済額

現年度分 78,420,930円

過年度分 236,737,768円

合 計 315,158,698円

・平成30年度収入未済額

現年度分 88,758,936円

過年度分 208,496,050円

合 計 297,254,986円

ロ 措置の内容

「令和 2 年度県税事務運営」及び「第 5 次県税滞納額縮減対策 3 か年計画」を踏まえ、「令和 2 年度大河原県税事務所運営方針」を策定し、効果的な徴収対策による税収の確保に努めた。

個人県民税については、管内市町との徴収対策の連携・協働のもと、宮城一斉滞納整理強化月間（令和 2 年 11、12 月）において、1 市 6 町との共同催告を実施した。また、地方税法 48 条に基づき、2 市 3 町における徴収困難事案等について、徴収及び滞納処分の引継を受けて直接徴収を実施したほか、県税還付金の情報提供による差押支援や市町職員の滞納整理技法の向上を図るための研修会開催などにより滞納整理を推進した。

その他の税目については、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、訪問による納

税勸奨を自粛したが、財産調査の早期着手と滞納処分の強化を重点に、預貯金や給与など、取立の確実性の高い債権を中心に差押を実施した。また、高額・長期滞納事案については、事案検討会において整理状況を共有し、処理方針を定めて対応したほか、滞納処分に関する研修会等に参加して、徴収技術のスキルアップを図った。

このほか、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した事業者や納税資力が十分でない納税者については、納税の猶予や滞納処分の執行停止による納税の緩和措置を適用するなど、適切な債権管理に努めるとともに、収入未済額の縮減に向けて徴収対策を推進した。

(2) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和元年度収入未済額

現年度分 102,309,844円

過年度分 152,752,614円

合 計 255,062,458円

・平成30年度収入未済額

現年度分 102,866,209円

過年度分 138,691,045円

合 計 241,557,254円

ロ 措置の内容

県税収入未済額の縮減に当たっては、「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」、「令和2年度県税事務運営」及び「塩釜県税事務所事務実施計画」に基づき、以下の税目に分けて各種徴収対策に取り組んだ。

個人県民税については、管内市町と連携・協働し、県税還付金の差押支援、共同文書催告、合同捜索支援、共同訪宅を実施した。また、令和2年9月1日から県職員の市町併任及び市町相互併任制度をスタートさせ、10月と1月には併任徴収対策会議を開催し、共通滞納者(36者)の情報共有を図った上で、相互に定めた滞納整理方針をもとに、各市町において徴収対策に取り組んだ。

その他の税目については、年間計画、調査の進め方や情報管理方法等の事務処理を見直し、より効率的・効果的な滞納整理が行えるように取り組んだ。

大口(滞納額30万円以上)案件19件については、9月に検討会を開催して整理方針を決定し、その整理方針に沿った滞納整理に取り組んだ結果、6件が完納した。(令和3年3月12日現在)また、2月下旬から3月初旬には、当該大口案件に加え、難航案件や滞納繰越分に係る時効完成間近なもの及び処分停止予定等の87件の案件について、進捗状況報告会を開催し、組織的な進行管理を図った。

その他の案件についても、預金調査を始めとする財産調査や住民税調査を計画的に行い、資力のある者については適時に差押等の滞納処分を執行し、資力のない者については処分停止を行う等、適切な債権管理に努めた。

(3) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 85,243,951円
 - 過年度分 178,827,728円
 - 合 計 264,071,679円
- ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 108,554,225円
 - 過年度分 169,524,191円
 - 合 計 278,078,416円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減対策3か年計画及び令和2年度県税事務運営に基づき徴収対策を講じ、新型コロナウイルスの影響も個別に確認しながら税収確保と収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税については、「北部地区住民税徴収対策会議」を開催し、栗原市を含む管内2市4町との連携・協働を推し進めたほか、市町の意向を反映させた「滞納処分実務研修会」を今年も2回に増やして開催し、管内職員の徴収技術の向上を図った。

また、「大崎地区税務担当課長会議」を3回開催し、滞納整理の具体的な取組方針を協議するとともに、県税職員の管内市町併任及び管内市町徴税吏員の相互併任による「併任職員徴収対策会議」を4回開催し、各市町が抱える徴収困難案件(12件)を協議・検討し、案件に応じて差押や搜索等を行ったほか、共同催告(3町)や自動車税還付金の差押支援を行うなど、収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、適切な時期の催告・折衝、財産調査の早期着手、預貯金や給与等の債権を中心とした差押を行うとともに、担税力がないと判断した滞納者に対しては速やかに処分停止等を行うなど、より効果的な滞納整理に努めた。

(4) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 26,483,015円
 - 過年度分 54,651,314円
 - 合 計 81,134,329円
- ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 21,041,834円
 - 過年度分 56,680,268円
 - 合 計 77,722,102円

ロ 措置の内容

個人県民税については、滞納額の約9割を占めることから、栗原市との連携強化を図

り、収入未済額の縮減に努めた。具体的には「住民税徴収対策会議」や「滞納処分実務研修会」を北部県税事務所と合同で開催し、県職員と市町職員双方の徴収スキルの向上に努めた。また、栗原滞納整理協働支援チームを設置するとともに、当所職員5名を栗原市職員（徴税吏員）に併任発令し、共同で訪宅催告や文書催告を行った。

個人県民税以外の一般税については、地区毎の担当者と納税指導員が連携しながら、早期の納税折衝及び財産調査に着手した。また、納税資力があるにもかかわらず、自主納税に応じない滞納者に対しては、預貯金や給与等換価性の高い債権の差押を中心に滞納処分を行い、税収確保、収入未済額の縮減に努めた。

このほか、財産調査等の結果、納税資力がないことが判明した滞納者に対しては、法定要件に照らしながら、適正に滞納処分の執行停止を行った。

(5) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 40,246,360円
 - 過年度分 94,851,829円
 - 合 計 135,098,189円
- ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 34,152,712円
 - 過年度分 98,368,213円
 - 合 計 132,520,925円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和2年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と税収の確保に努めた。

個人県民税については、地方税法第48条による直接徴収を実施し、30件引き受け、約350万円徴収した。また、共同催告・共同徴収、県税還付金の差押支援を実施したほか、市町職員を対象とした研修会を開催し滞納処分の技術向上を促した。

個人県民税以外については、国・市町とも連携しながら早期の折衝・催告により自主納税を促すとともに、預貯金、給与等の債権を中心に早期の財産調査を行い、これらの調査結果を活用し、資力のある滞納者については差押等の滞納処分を実施し、資力のない滞納者については滞納処分執行停止等を行い、適切な債権管理に努めた。

(6) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 15,069,666円
 - 過年度分 32,631,103円
 - 合 計 47,700,769円

- ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 5,365,647円
 - 過年度分 29,189,226円
 - 合 計 34,554,873円

ロ 措置の内容

未収債権の縮減を図るため、従来の管理方法を見直し、各地区担当員が担当世帯に係る情報把握がしやすく、効果的な納入指導が行えるよう新たな「債務者リスト」を作成するなどの環境整備を行なうとともに、納入期限を超過している被保護者に対する督促状、催告書についても令和3年1月以降は月100件程度送付しており、未納者への周知徹底を強化している。

また、保護受給中の者には、地区担当員の訪問時等における納入指導並びに新たな債権発生を抑制するための収入申告義務について周知徹底を図った。

令和3年2月末現在の収入未済の状況

- ・令和元年度収入未済額
 - 現年度分 13,833,805円
 - 過年度分 31,647,103円
 - 合 計 45,480,908円
- ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 4,638,277円
 - 過年度分 27,088,826円
 - 合 計 31,727,103円

※収入未済額のうち619,744円は時効到来により不納欠損処理予定

今後の対応

- ・訪問時における納付指導の徹底

ケース訪問時に収入未済の有無の周知及び納入通知書の手交等を行い、納付義務について再認識させるとともに、確実な納付が実現できるよう適宜履行延期の特約等承認による分納について指導していく。

また、新たな債権の発生を防ぐため、収入申告義務についても同様に周知徹底を図っていく。

- ・未収債権回収強化月間の策定及び実施

11月から1月までを強化月間とし、毎月実施する督促状の送付や通常訪問時における納付指導に加え、必要に応じ査察指導員等の同行訪問や休日・夜間訪問も計画するなど納入指導を強化する。

(7) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・令和元年度収入未済額
現年度分 8,607,483円
過年度分 70,092,202円
合 計 78,699,685円
- ・平成30年度収入未済額
現年度分 8,277,516円
過年度分 68,106,568円
合 計 76,384,084円

ロ 措置の内容

未収債権の縮減を図るため、所長以下幹部職員が出席する「生活保護業務適正化会議」を随時開催（令和2年度は6回）し、未収債権の納付状況を踏まえた適切な納付指導を徹底するほか、未収債権の新規発生を抑制するため、被保護世帯の収入の適時・適切な把握に必要な訪問調査活動の実施について進行管理を行った。また、令和2年10月～12月の3か月間を「未収債権回収強化月間」（以下「強化月間」）に設定し、分納誓約の不履行を含む令和2年10月9日時点の滞納案件155件、40,985,232円を対象として催告書等を送付するとともに、期限までに納入や連絡の無かった滞納者については、令和3年2月末まで電話催告や訪問による納付指導を積極的に行った。

令和3年2月末現在の生活保護扶助費返還金等の現年度分における収入未済額は、6,818,794円であるが、現年度分の納付率は71.6%と前年度（64.4%）を7.2ポイント上回った。また、過年度分の未収債権としては、「強化月間」の取組みによって、36件、8,590,509円の納付約束（分納再開を含む）があり、令和3年2月末時点の納付額は248,655円となっている。

- ・生活保護扶助費返還金等の現年度分の納付状況
令和2年度調定額（現年度分） 24,022,825円
収入済額（納付率） 17,204,031円（71.6%）
令和3年2月末収入未済額 6,818,794円
- ・令和元年度収入未済額の処理状況
生活保護扶助費返還金
令和元年度収入未済額 78,699,685円
収入済額 6,145,171円
令和3年2月末収入未済額 72,554,514円

(8) 東部地方振興事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可において、減免措置に誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電柱敷地の使用許可に係る使用料について、使用許可処理基準に定められた減免区分に該当しないにもかかわらず免除していたもの。

- ・件数 1件

ロ 措置の内容

指摘のあった電柱敷地の使用許可を変更し、無償としていた使用料を徴収することに改

めた。

今後、行政財産の使用を許可するにあたっては、申請書類等を精査し、財産の交換、譲与等に関する条例等関係規則に則って適切な事務事業の執行を実施していく。

(9) 畜産試験場

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

設計委託業務について、必要な仕様変更や成果品の誤りに対する修正指示等を行わず、業務完了を認め成果品を受領していたもの。

- ・業務名 平成31年度畜産試験場－201号
畜産試験場ポンプ小屋改築等設計業務
- ・金額 908,800円

ロ 措置の内容

今回の事案については、委託先との調整を担当者のみの対応にしていたこと、さらには試験場内での随時の情報共有と、適切な進行管理がなされなかったことから発生したものである。

このため、外部業者との打ち合わせについては、複数の職員を参加させるとともに、記録表を作成し、場長まで回覧することとした。

さらに、場長をはじめとする進行管理委員会を設置し、発注、施行管理、完了検査、入金等の進捗状況をもとに、担当者のみならず、試験場全体としての行程管理を適切に実施することにより、今回の事案の再発防止に努めている。

(10) 気仙沼高等学校

イ 監査委員の報告の内容

庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

消防法により定められた防火管理者の解任及び選任の手続がなされていなかったもの。

- ・消防法第8条第2項

ロ 措置の内容

必要な手続きがなされていなかった要因は、人事異動時期による繁忙さから、防火管理者を引き継ぐ担当者が届出を失念していたことによるものである。これについては気仙沼消防署に令和2年4月1日付けで後任の防火管理者を選任し、令和2年11月26日付けで届出、受理された。人事異動により防火管理者が転出し後任が有資格者ではなかった場合には、速やかに資格講習を受講させること、さらに担当者任せにせず事務室から積極的に手続きや資格講習についての情報を提供していく等再発防止を図っていく。

(11) 仙台二華高等学校

イ 監査委員の報告の内容

庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

消防法により定められた防火管理者の解任及び選任の手続がなされていなかったもの。

- ・消防法第8条第2項

ロ 措置の内容

令和2年5月に手続きが行われていないことに気づき、制度の確認を行い、若林消防署に届け出た。

今後は、人事異動の際に、資格の有無の確認を徹底し、後任者が資格を持っていない場合には、資格取得を促し、必要な届け出を行うことなど、管理職と事務室全職員で確認することとした。

(12) 柴田農林高等学校

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出予算に計上せず、他団体から義援金等を受領して物品購入費等に充てていたものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 6件
- ・金額 1,403,735円

ロ 措置の内容

団体への寄附であるとの認識であったが、学校長名で寄附受納をし、新たに学校長名義の通帳を開設し、管理したことは不適切であった。

今後、義援金等が寄せられた場合には、法令規則を十分に確認しながら事務処理を行うこととし、再発防止に努める。

残金については、寄付者の意向を踏まえ、主務課に相談をしながら、適切に事務処理を進めていく。

(13) 気仙沼向洋高等学校

イ 監査委員の報告の内容

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

非常勤講師の報酬について、支給定日を過ぎて支給したもの。

- ・件数 6件
- ・支給額 391,987円

ロ 措置の内容

非常勤講師の報酬については、発覚後、速やかに支払処理を行った。

再発防止策として、失念や確認漏れによるミスをなくすため、業務管理の見える化を図った。会計事務カレンダーや人件費の事務処理状況表を処理状況で色分けして掲示し、常に複数の目で進捗状況を確認することにより、会計事務処理の改善につなが

っている。事務室内で情報共有を図りながら、再発防止に努めていく。

(14) 気仙沼向洋高等学校

イ 監査委員の報告の内容

教育財産において、財産の取得及び処分手続きが行われていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- 1 新校舎の取得に係る異動報告が2年以上行われていなかったもの。
 - ・件数 33件
 - ・台帳価格 4,997,631千円
- 2 仮設校舎の撤去に係る異動報告が1年以上行われていなかったもの。
 - ・件数 24件
 - ・台帳価格 1,040,141千円

ロ 措置の内容

施設の新設、撤去に伴う財産異動については、工事完了後速やかに事務手続きを行う必要があることから、工事に伴う財産異動に係る事務手続きについて、進捗状況を確認するためのチェックシートを作成し、主務課との情報共有を図ることとした。

また、財産管理担当者が行う財産管理事務については、複数の職員による確認作業を徹底し、内部統制の充実に努めていく。

(15) 支援学校小牛田高等学園

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- パート職員の賃金について、支給定日を過ぎて支給したもの。
- ・件数 1件
 - ・支給額 97,923円

ロ 措置の内容

本事案については、担当者の事務処理の失念、及び職場内相互のチェック体制の不徹底が原因であったと考える。

再発防止策として、事務処理予定表（処理期限等記入）を作成し、相互チェック体制を強化するとともに、会計課作成の例月処理カレンダーを使用して、担当者が例月支払業務の消し込みを実施することにより、失念による事務処理遅延の防止を図っていく。